

あきる野市共同企業体発注取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市（以下「市」という。）が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体が発注する目的)

第2条 建設工事の共同企業体への発注については、中小建設業者の受注機会の増大及び技術力の向上を図るとともに、施工力、技術力等の結集により、良質な品質確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第3条 共同企業体への発注は、次の各号に掲げる建設工事の区分に応じ、当該各号に定める予定価格に該当するものであって、工期、工事内容、技術的適性、現場状況等を総合的に勘案して、共同企業体による施工が適当と認められる工事を対象とする。ただし、当該各号の予定価格に達しない工事であっても、工事内容等により共同企業体による施工が特に必要と認められる場合は、共同企業体が発注することができるものとする。

(1) 土木工事 予定価格 2億円以上

(2) 建築工事 予定価格 3億円以上

(3) 設備工事 予定価格 1億円以上

2 前項本文の規定にかかわらず、単独企業による施工が適当であると認められる場合は、単独企業が発注することができるものとする。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則として2者又は3者とする。ただし、円滑な施工に支障を生じないと認められる場合は、4者にすることができる。

(構成員の資格要件)

第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市の資格審査サービスの競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、対象工事と同種の工事種目に登録されていること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主任技術者又は監理技術者を当該建設工事に専任で配置できること。

(3) 対象工事と同種の工事について元請として一定の実績を有すること。

(4) 工事の種類、規模等により、資格要件を追加する場合は、当該要件を満たすこと。

2 前項第4号に規定する要件を定める場合は、あきる野市競争入札等審査委員会において審議するものとする。

(結成方法及び代表者)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主的結成とする。

2 前項の場合において、一つの共同企業体の構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。

3 共同企業体の代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有するものとし、かつ、出資比率が最大のものでなければならない。

(出資比率)

第7条 共同企業体の出資比率は、技術者の配置等適正な共同施工を確保するため、次に掲げる構成員数に対して当該各号に定める出資割合を最小限度とする。

- (1) 構成員数2者 30パーセント
- (2) 構成員数3者 20パーセント
- (3) 構成員数4者の場合は、その都度定める。

(入札参加資格の審査)

第8条 共同企業体に係る入札参加資格の審査は、共同企業体からの次に掲げる書類の提出をもって行うものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- (2) 共同企業体構成員資格調書(様式第2号)
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第3号)
- (4) 委任状(様式第4号・様式第5号)

(存続期間)

第9条 市が契約を締結した共同企業体以外の共同企業体の存続期間は、入札を経て、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 市が契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3か月を経過するときまでとする。

(連帯責任)

第10条 前条第2項の規定にかかわらず、当該契約に係る契約不適合責任が生じたときは、存続期間満了後であっても、構成員は連帯してその責めを負うものとする。

附 則

この要領は、平成13年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

あきる野市長 様

共同企業体の名称

所 在 地

代表者 商号又は名称

代表者氏名

所 在 地

構成員 商号又は名称

代表者氏名

所 在 地

構成員 商号又は名称

代表者氏名

このたび、あきる野市発注の工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、下記の書類を添えて申請します。

なお、構成員には当該入札に係る契約を締結する能力のない者及び破産者で復権を得ない者が含まれていないこと、さらに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 共同企業体構成員資格調書
- 2 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- 3 委任状

共同企業体構成員資格調書

年 月 日

あきる野市長 様

共同企業体 名 称
 所 在 地
 代表者氏名
 申 請 業 種

特定建設工事共同企業体の構成員としての資格要件は、次のとおりです。

1 構成員

	所在地	代表者氏名	出資比率
代 表 構 成 員			
その他の構成員 1			
その他の構成員 2			

2 対象工事に対する業種の許可取得状況

	許可業種	許可番号	許可年月日
代 表 構 成 員	工事業		
その他の構成員 1	工事業		
その他の構成員 2	工事業		

3 同種工事の元請としての施工実績

発注者	工事名	契約金額	工期

添付書類：施工実績として記載した工事に係る契約書の写し

4 工事現場に専任で配置し得る技術者

監理(主任)技術者の別	氏 名	法令による資格・免許	生年月日	雇用年月日
			年 月 日	年 月 日

添付書類：技術者の資格を明らかにするもの（合格者証等）の写し

共同企業体構成員資格調書
（構成員用）

年 月 日

あきる野市長 様

所在地
構成員 商号又は名称
代表者氏名

特定建設工事共同企業体の構成員としての資格要件は、次のとおりです。

1 対象工事に対する業種の許可取得状況

許可業種	許可番号	許可年月日 (有効期間の最初の日)
工事業		年 月 日

2 同種工事の元請としての施工実績

発注者	工事名	契約金額	着工年月
			完成(予定)年月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

添付書類：施工実績として記載した工事に係る契約書の写し

3 工事現場に専任で配置し得る技術者

監理(主任) 技術者の別	氏名	法令による資格・免許	生年月日	雇用年月日
			年 月 日	年 月 日

添付書類：技術者の資格を明らかにするもの（合格者証等）の写し

様式第3号（第8条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（工事の名称）

（1） あきる野市発注に係る.....
（以下「建設工事」という。）の請負

（2） 前号に附帯する事業
（名称）

第2条 当共同企業体は、.....特定建設工事
共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地） （所在地）

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。
（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、.....年.....月.....日に成立し、建設工事の請負契約の履行後.....
か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。
（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地.....

会社名.....

所在地.....

会社名.....

（代表者の名称） （商号又は名称）

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。
（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行う
ことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金
（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限
を有するものとする。
（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注
者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名..... %

会社名..... %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表会社名)

.....外.....者は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

.....年.....月.....日

会社名

代表者名(印)

会社名

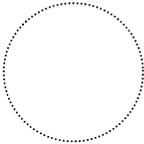
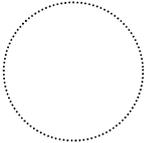
代表者名(印)

様式第4号（第8条関係）

委 任 状

年 月 日

あきる野市長 様

	共同企業体の名称
	共同企業体 所 在 地
	構 成 員 商号又は名称
	代 表 者 氏 名 (印)
	共同企業体 所 在 地
	構 成 員 商号又は名称
	代 表 者 氏 名 (印)

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、あきる野市との契約について、次の権限を委任します。

（委任事項）

- 1 入札及び契約に関する権限
- 2 保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 支払金の請求及び受領に関する権限
- 4 復代理人を選任する権限

記

（代理人）

受 任 者	所 在 地
（共同企業体代表者）	商号又は名称
	代 表 者 氏 名

受任者印鑑欄



（注） 委任事項「4 復代理人を選任する権限」を委任しない場合には抹消し、各構成員の印鑑を所定の箇所に押印する。

様式第5号（第8条関係）

委 任 状

年 月 日

あきる野市長 様

共同企業体の名称.....

所 在 地.....

商号又は名称.....

代 表 者 氏 名.....印

私は、下記の者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、あきる野市との契約について、次の権限を委任します。

（委任事項）

- 1 入札及び契約に関する権限
- 2 保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 支払金の請求及び受領に関する権限

記

（代理人）

受 任 者 所 在 地.....

役 職 名.....

氏 名.....

受任者印鑑欄

